○国土交通省令第三十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十六条第一項、第三十二条、第三十三条第二項、第三十六条、第七十七条及び第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空身体検査証明の有効期間） **第六十一条の三**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、航空身体検査証明を有する者が、天災その他やむを得ない事由により、身体検査を受けることができないと認めるときは、当該航空身体検査証明の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。 （指定航空身体検査医） **第六十一条の五**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行なつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。 （航空身体検査指定機関） **第六十二条の二**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行つたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条の三**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。	（航空身体検査証明の有効期間） **第六十一条の三**　（略） ２・３　（略） （新設） （指定航空身体検査医） **第六十一条の五**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行なつたときは、その旨を告示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、その旨を告示するものとする。 （航空身体検査指定機関） **第六十二条の二**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行つたときは、その旨を告示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条の三**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、その旨を告示するものとする。